

# 法人会ニュース


 福岡中部法人会  
 ホームページはこちらから

## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ ほうじん 夏号
- ◆ (第10支部) 健康セミナーのご案内
- ◆ 決算事務説明会のご案内
- ◆ リスクマネジメントセミナーのご案内
- ◆ 全国中の会 福岡大会記念講演会のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容		
8	5	(火)	社会貢献委員会	15:00～16:00	於:事務局会議室
8	6	(水)	厚生委員会	15:00～16:00	於:事務局会議室
8	7	(木)	組織委員会	15:00～16:00	於:事務局会議室
8	27	(水)	改正税法説明会	15:00～16:30	於:福岡ガーデンパレス
9	4	(木)	租税教室	10:30～11:15	於:高宮小学校
9	4	(木)	決算事務説明会	14:00～16:30	於:福岡ガーデンパレス

## ●支部の行事

月	日	曜	内容		

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
8	4	(月)	役員会	16:00～17:00	於:事務局会議室
8	7	(木)	納涼屋形船の会(定例会)		於:中洲はかた舟

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
9	5	(金)	役員会	11:00～12:00	於:事務局会議室

## ●事務局

月	日	曜	内容		
8/12	～	15	夏季休暇		

## (I) 税務カレンダー

8月12日 ● 源泉所得税の納付

8月31日 (休日につき9月1日)

- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないと損する税情報

### LED 改修工事費の税務処理

税 理 士 堤 一 博

最近相談というよりはむしろ確認という感じではありますが、税理士間でも比較的話題になる事項が、標題の「LED 改修工事費の税務処理」です。

一般照明用の蛍光灯への規制に関しては、直管蛍光灯や環形蛍光灯については、環境や健康への配慮から、2027年12月31日をもってその製造・輸入が禁止されます。既に使用している製品の継続使用や在庫の売買・使用を禁止している訳ではありませんが、事業者においては、計画的な更新が望まれることから、蛍光灯からLEDへの移行は、今後ますます進むことが予想されます。繰り返しになりますが、工事内容、支出金額、設備の性能向上等を慎重に検討し、税務上の適切な処理を行なうことが重要となります。

結論を先に述べておきますが、機器の「部品」の交換であれば、**修繕費**として一括で損金処理できます。

この取り扱いにつきましては、国税庁のHPに掲載されておりますが、インターネットで「国税庁>LED」と入力すれば1番目に出てきますので、詳細は、原文をご覧ください。標題は「**自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えた場合の取替費用の取扱いについて**」と記載されております。

照会事案の概要ですが、以下のような場合に「修繕費」として損金算入できるか、というものです。

- ① 節電対策として、自社の事務室の蛍光灯100本すべてを蛍光灯型LEDランプに取り替えるか、取り換えに際し、建物の天井のピットに装着された照明設備（建物附属設備）については、特に工事は行われていない。

② 蛍光灯型 LED ランプの購入費用は 10,000 円 / 本。取付工事費は 1,000 円 / 本。取替えに係る費用総額は 1,100,000 円。

国税庁は、「照会要旨に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおり解して差し支えありません。」として、「修繕費」としての損金算入できる旨回答しています。

ここで問題となるのは、このような支出が「修繕費」となるか「資本的支出」となるかという点です。

法令上、「資本的支出」は、「法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額」（法人税法施行令第 132 条、法人税基本通達 7-8-1）といい、また、「修繕費」は、「法人が有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額」（法人税基本通達 7-8-2）となっています。

蛍光灯を蛍光灯型 LED ランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、蛍光灯（又は蛍光灯型 LED ランプ）は、照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、「修繕費」として処理することが相当と結論付けられています。

蛍光灯を蛍光灯型 LED ランプに取り換えるだけであれば、照明設備（建物附属設備）を構成する「部品」の交換であり、「部品」の性能の向上は上記応答のとおり建物附属設備の価値等が高まることに直接的には結び付かないことから取替の手間工賃を含めて「修繕費」として処理しても何ら問題はないのですが、安定器バイパス工事、照明器具内部または外部との配線やり替え工事またはベースライトなどの取替工事を伴う場合には、建物附属設備としての照明設備の改修・改造として「資本的支出」に該当するか否かを慎重に検討する必要があります。

また、大きな建物の場合の全面的な蛍光灯型 LED ランプへの改修工事を行う場合には、修繕費か資本的支出かが明らかにすることが困難であるときは、形式基準により、その金額が 60 万円未満、または、金額が修理・改良を行った固定資産の前期末における取得価額のおおむね 10% 相当額以下の金額である場合は修繕費とすることができます（法人税基本通達 7-8-4）。

さらに、継続適用を条件に、支出金額の 30% 相当額と、修理・改良を行った固定資産の前期末における取得価額の 10% 相当額のいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を「資本的支出」として処理することができるという特例もあります（法人税基本通達 7-8-5）。



いずれにしても、蛍光灯型 LED ランプ導入工事がある場合、その工事が単に「部品」である蛍光灯型 LED ランプの取り替え手間工事程度であるか、あるいは、照明設備自体の改修工事とみられる内容が建物附属設備としての使用価値を高めるものであるか、耐久性を向上させて使用期間を延長させるものであるかどうかを具体的に検討する必要があります。その上で、「資本的支出」とすべきかどうかを判断してください。

照明器具は 1 個単位での機能上の利用価値がないと考えられ、制御するスイッチ単位でのフロア・部屋あるいはパーティション単位で一組単位を検討する必要があります。そのスイッチ単位で蛍光灯型 LED ランプや安定器等工事費等々の合計が 100,000 円未満であれば、「少額減価償却資産」として一時の損金として損金算入できると思われれます。

※「少額減価償却資産」は、10 万以上～ 30 万未満

「一括償却資産」は、取得価格が 10 万～ 20 万未満

ところで、建物あるいは建物附属設備の改修工事は、一般的にはその建物の所有者が行いますが、場合によっては、そのテナントに一部負担を求めることもあるようです。

くわしくは、ご担当の税理士にご相談ください。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2025	8	27(水)	15:00~16:30	本部	改正税法説明会 (チラシは7月号に封入)	福岡ガーデンパレス
	9	4(木)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会 (チラシは8月号に封入)	福岡ガーデンパレス
		10(水)	14:00~17:00	〃	リスクマネジメントセミナー (チラシは8月号に封入)	AIG 福岡ビル大会議室
		11(木)	14:00~17:00	〃	リスクマネジメントセミナー (チラシは8月号に封入)	AIG 福岡ビル大会議室
			未定	〃	キックオフ会議	未定
		26(金)	15:00~16:30	本部 青年部	全国中の会 福岡大会 記念講演会 (チラシは8月号に封入)	ヒルトン福岡シーホーク
	10	29(水)	15:00~16:00	本部	正副会長会議	福岡ガーデンパレス
		29(水)	16:00~17:00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)